

平成23年度上半期 財政状況

4月～9月末までの

一般会計の予算総額は、当初予算に3回の補正を加え、総額75億3,468万円となり、昨年と同じ時期に比べて2億9,932万円の減となりました。

また、特定の事業を行うための特別会計は、補正予算を加えた11会計の合計が35億6,361万円となりました。

4月から9月末までの一般会計予算の執行状況は、予算の45.2%が収入済み、32.1%が執行済みとなっています。

各会計の執行状況

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	75億3,468万円	34億817万円	45.2%	24億2,030万円	32.1%
住宅新築資金貸付事業	1,064万円	153万円	14.4%	488万円	45.9%
小沼地区財産管理	368万円	46万円	12.5%	11万円	3.0%
国民健康保険	15億8,436万円	6億5,426万円	41.3%	6億2,233万円	39.3%
小沼地区簡易水道事業	1億2,715万円	4,948万円	38.9%	3,566万円	28.0%
御代田町簡易水道事業	9,365万円	4,081万円	43.6%	2,481万円	26.5%
公共下水道事業	6億4,685万円	1億7,504万円	27.1%	2億7,403万円	42.4%
御代田財産区	1,338万円	71万円	5.3%	150万円	11.2%
介護保険事業	9億4,186万円	3億7,934万円	40.3%	3億5,340万円	37.5%
農業集落排水事業	3,140万円	700万円	22.3%	1,172万円	37.3%
個別排水処理施設整備	1,250万円	371万円	29.7%	398万円	31.8%
後期高齢者医療	9,814万円	3,277万円	33.4%	4,139万円	42.2%

問い合わせ先 企画財政課財政係(内線52・54)

税務署からのお知らせ

公的年金等にかかわる雑所得を有する方の 所得税の確定申告不要制度の創設について

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金などにかかわる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。なお、住民税の申告は必要ですのでご注意ください。

※上記に該当する方であっても、例えば医療費控除や東日本大震災による雑損控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。

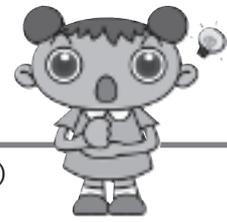
また、上場株式などにかかわる譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合にも、確定申告書の提出が必要となります。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問い合わせ先 佐久税務署 0267 (67) 3460



環境衛生情報



町民課環境衛生係 (32)3111 (内線47・74)

犬の飼い方について

最近、犬の飼い方をめぐって、苦情が多く寄せられています。犬の飼い方について、もう一度考え、人間と動物が共存できる環境を実現しましょう。

飼い主の厳守事項

○狂犬病の注射を受診する

犬の飼い主には、年一回、犬に狂犬病予防注射を接種させ、「狂犬病予防注射済票」の交付を受け、犬に装着しておくことが、義務付けられています。必ず受診しましょう。

○犬を放し飼いにしない

放し飼いの犬による咬傷事故が発生しています。そのほかにも、犬が他人の敷地に入ってフンをしたり、農作物を荒らすなど、

他人に迷惑をかけたります。また、犬自体が交通事故に遭う危険性もあります。

首輪鎖などは、定期的に確認しましょう。

○フンの始末をしっかり行う

「敷地内に犬のフンをされる」「フンがそのままにしてあり悪臭がする」といった苦情を受けます。散歩に行くときは、スコップや袋を持参して、フンは持ち帰り適正に処理しましょう。

○飼犬がいなくなったらすぐに探す

犬がいなくなり、そのうち帰ってくるだろうと放っておくと、知らない間に他人に迷惑をかけたりますので、すぐに探すようにしましょう。役場や保健所に保護されている場合もありますので、問い合わせることも必要です。

土地の管理

悪影響の一例として…

●害虫が発生する

●見通しが悪くなり、交通事故につながる

●冬季には草木が枯れて、火災の原因になる

などの影響が考えられます。

土地の所有者、管理者の方は定期的に見回りをして、除草や剪定を行うなど、適正な管理をお願いします。

最近、隣地の木の枝が伸びてきて困る、私有地にごみが不法投棄されている、といった苦情が寄せられています。行政では、隣地の枝の剪定や捨てられた不法投棄物の回収はできません。土地所有者の責任において、片づけを行っていただくようになります。

また、管理されていない土地において、雑草や樹木が繁茂して、隣地の方に悪影響を及ぼしている場合があります。

野外焼却は禁止されています

廃棄物の野外焼却は、一部の※例外を除き、廃棄物処理および清掃に関する法律(廃棄物処理法)で禁止されています。これら、廃棄物の野外焼却は、煙や悪臭、ダイオキシン類の発生など、生活環境に支障が生じることから、違反した場合は、

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、または、この両方が科せられます。

左記の焼却は、例外規定に違反した焼却とみなされます

- ①家庭および事業所から排出された廃棄物(紙類、雑誌、弁当ガラ、ポリ袋、包装箱、棚、机、そのほかのごみなど)の焼却
- ②ドラム缶、ブロック囲いなどのごみの焼却
- ③構造基準を満たさない焼却炉での焼却

これらは、原則禁止されています。周辺地域の生活環境保全のため、ごみの野外焼却は絶対にやめましょう。

野外焼却の例外規定としては、以下のものがあげられます

- ①法規制適合型の焼却炉での焼却
 - ②法令に基づいて行う焼却
 - 病害虫の付いた木の枝の焼却
 - 伝染病にかかった家畜の死体の焼却
 - ③公共的もしくは社会の風習上やむを得ない焼却
 - 防災の予防、応急対策または、復旧のために必要な焼却
 - 風俗習慣上、または宗教上の行事を行うために必要な焼却
 - 農業、林業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物(稲わらや田畑のあぜ道・用水路で刈り取った雑草など)の焼却
- *焼却禁止の例外と思われる場合でも、住宅が密集している地域においては、近隣者に配慮し、町指定ごみ袋で集積場に出すようにしてください。